

「ワイエム証券の証券総合取引約款・規定集」新旧対照表

(下線部分改定：2026年5月18日より適用)

◆マルチサポートサービス約款

新	旧
<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (本サービスの利用手続)</p> <p>1. 証券総合取引約款に基づき当社と証券総合取引を行うお客様のうち、<u>原則として次の各号に該当しないお客様は、当社に対して所定の申込手続を行い当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。本サービスを利用されるお客様に対して、当社は本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。</u></p> <p>(1) 日本国内の居住者でない方</p> <p>(2) 代理人取引を登録している方</p> <p>(3) 当社に対し本サービスを利用しないことを明示された方</p> <p>(4) その他本サービスの提供に不適さいと当社が判断した方</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前項の初回認証時には、<u>パスキー認証の設定、および随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス (ただしアドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。)</u>を当社所定の方法で登録していただきます。</p> <p>4. 以下のお客様は、<u>第2条第2項第(1)号のサービス (本項第1号については、入金サービス利用および一部の個人登録情報の変更等を含みます。)</u>を制限させていただきます。</p> <p>(1) <u>パスキー認証を利用してログインされない方</u></p> <p>(2) <u>成年に達していない方</u></p> <p>(3) <u>日本国内の居住者でない方</u></p> <p>(4) <u>法人口座</u></p> <p>(5) <u>その他当社がサービスの提供の限定が必要と判断した方</u></p> <p>第4条 (本サービスのご利用について)</p> <p>1. お客様は、本サービスについて、次の各号に掲げる取引およびサービスの種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。</p> <p>(1) ワイエムダイレクト</p> <p><u>前条第2項の初回認証およびパスキー認証の設定が完了したとき。</u></p> <p>(2) コールセンター取引</p> <p><u>コールセンターに架電し、取引時確認手続が完了したとき。</u></p> <p>(3) 情報提供サービス</p> <p><u>前条第2項の初回認証が完了したとき。</u></p>	<p>第1条～第2条 (省 略)</p> <p>第3条 (本サービスの利用手続)</p> <p>1. 証券総合取引約款に基づき当社と総合取引を行う<u>個人</u>のお客様のうち、次の各号に該当しないお客様は、当社に対して所定の申込手続を行い当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。本サービスを利用されるお客様に対して、当社は本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。</p> <p>(1) 日本国内の居住者でない方</p> <p><u>ただし、本サービスのうちコールセンター取引のみをご利用の場合は、本サービスの申込手続なくコールセンター取引をご利用いただけます。その場合には、ログインIDおよび仮パスワードは発行いたしません。</u></p> <p>(2) 代理人取引を登録している方</p> <p>(3) 当社に対し本サービスを利用しないことを明示された方</p> <p>(4) その他<u>当社</u>が本サービスの提供に不適さいと当社が判断した方</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 前項の初回認証時には、随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス (ただしアドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。)を当社所定の方法で登録していただきます。</p> <p>4. 以下のお客様は、第2条第2項第(1)号のサービスを制限させていただきます。</p> <p>(新 設)</p> <p>(1) <u>成年に達していない方</u></p> <p>(2) <u>日本国内の居住者でない方</u></p> <p>(3) <u>法人口座</u></p> <p>(4) <u>その他当社がサービスの提供の限定が必要と判断した方</u></p> <p>第4条 (本サービスのご利用について)</p> <p>1. お客様は、本サービスについて、次の各号に掲げる取引およびサービスの種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。</p> <p>(1) ワイエムダイレクト</p> <p>前条第2項の初回認証が完了したとき</p> <p>(2) コールセンター取引</p> <p>コールセンターに架電し、<u>本人確認手続が完了したとき</u></p> <p>(3) 情報提供サービス</p> <p>第1号に同じ</p>

新	旧
<p>(4) 電子交付サービス</p> <p>当社所定の電子交付サービスの手続きが完了したとき。</p> <p>2. 当社は、前項各号の時点をもって、お客様が、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において本サービスをご利用されることに同意したものとみなします。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p>	<p>(4) 電子交付サービス</p> <p>当社所定の電子交付サービスの<u>申し込み</u>手続きが完了したとき</p> <p>2. 当社は、前項各号の時点をもって、お客様が、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において本サービスをご利用されることに同意したものとみなします。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p>
<p>第5条 (パスキー認証情報およびパスワード管理)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>パスキー認証情報</u> (これらを利用するための端末および生体認証情報等)、ログインIDおよびパスワード (仮パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。) は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</p> <p>3. <u>本サービスに関して、パスキー認証を利用したログインの場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、ワイエムダイレクトにおける発注をお受けし、情報提供サービスおよび電子交付サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>4. <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、情報提供サービスおよび電子交付サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>5. <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続に従い再発行手続を行っていただくことができます。また、パスキー登録の解除が必要になった場合、当社所定の手続きに従い利用解除を行っていただくことができます。</u></p>	<p>第5条 (パスワード管理)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. ログインIDおよびパスワード (仮パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。) は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</p> <p>(新 設)</p> <p>3. <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、ワイエムダイレクトにおける発注をお受けし、情報提供サービスおよび電子交付サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>4. <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続に従い再発行手続を行っていただくことができます。</u></p>
<p>第6条～第17条 (現行どおり)</p>	<p>第6条～第17条 (省 略)</p>
<p>第18条 (対象書面)</p> <p>電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、<u>金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、租税特別措置法、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等</u>において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面 (以下「対象書面」といいます。) といたします。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p>	<p>第18条 (対象書面)</p> <p>電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、<u>金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等</u>において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面 (以下「対象書面」といいます。) といたします。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p>

新	旧
<p>第19条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) マルチサポート取引のご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害</p> <p>ア <u>パスキー認証を利用してログインした際の取引(第三者によるパスキー認証情報の登録およびそのパスキー認証の利用も含みます)</u></p> <p>イ お客様が入力された<u>取引パスワード</u>等と当社が記録している<u>取引パスワード</u>および口座番号等の一致を当社が確認した取引</p> <p>ウ 第三者が取引パスワード等を不正に使用して行った取引</p> <p>(2)～(10) (現行どおり)</p> <p>第28条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (合意管轄)</p> <p><u>お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</u></p> <p>附 則 (2026年5月18日変更)</p> <p>この約款は、<u>2026年5月18日</u>より適用させていただきます。</p>	<p>第19条～第26条 (省 略)</p> <p>第27条 (免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) マルチサポート取引のご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害。</p> <p>(新 設)</p> <p>ア お客様が入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等および口座番号、<u>ID</u>等の一致を当社が確認した取引。</p> <p>イ 第三者がパスワード等を不正に使用して行った取引。</p> <p>(2)～(10) (省 略)</p> <p>第28条～第30条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>附 則 (2025年10月1日変更)</p> <p>この約款は、<u>2025年10月1日</u>より適用させていただきます。</p>

以 上